

平成21年度 第2回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会 議事要旨

1. 日 時 平成21年10月16日(金) 13時00分～15時00分

2. 場 所 鹿屋体育大学 大学院棟2階「演習室Ⅳ」
東京サテライトキャンパス「講義室」

3. 出席者 〔学外委員〕岡崎、上治、山田の各委員
〔学内委員〕福永、井上(明)、松下、倉田、尾熊の各委員

4. 列席者 飯田、富岡の各監事、川西、西薊、井上(尚)の各学長補佐

5. 内 容

1) 前回議事要旨確認(資料1)

平成21年度第1回経営協議会の議事要旨について確認された。

2) 審議事項

(質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。以下同じ。)

(1) 平成21年度国立大学法人鹿屋体育大学補正予算について(資料2)

尾熊委員から配付資料に基づき、平成21年度鹿屋体育大学補正予算(案)について、予算執行残見込み額79,834千円を、戦略的経費73,732千円(全学的施設改修費等)、共通経費204千円(新型インフルエンザ対策)、一般管理費1,040千円(同対策)及び業務経費4,858千円(同対策・リサーチアシスタント給与等)へ支出すること、予備費として39,391千円を留保すること、戦略的経費の内訳は平成21年度重点プロジェクト事業経費として、図書自動貸出返却装置、ピエゾバランス粉塵計及び救助艇の整備、屋内体育施設照明設備及び附属図書館空調設備の改修、郷之原団地給水設備及び管理棟放送設備の更新、多目的グランドフェンス、大学院棟照明設備等及び屋外トレーニング場屋根防水・外壁の改修を計画している旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、以下の質疑応答があった。

○ 人件費の時間外勤務手当について、補正予算に計上されていないが、職員の残業への対応はどうなるのか。

● 時間外勤務手当については、当初予算で計画しており、これで充当できると考えている。

(2) 目的積立金による事業計画について（資料3）

尾熊委員から配付資料に基づき、平成20年度剰余金の繰越見込額（目的積立金）による事業計画について、繰越承認見込み額34,959千円を、「目的積立金の使用指針」に基づき教育研究環境の整備等に充てることとし、総合体育館屋根防水、総合体育館排煙窓・オペレータ等及び寄宿舍A・B棟給湯設備の改修工事を計画していること等の説明があった後、審議の結果、原案のとおり了承された。

(3) 国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則等の一部改正について（資料4）

尾熊委員から配付資料に基づき、平成21年人事院勧告に基づいた国家公務員の給与法及び人事院規則の改正等に準拠し、平成21年度の期末手当及び勤勉手当を概ね0.35月分引き下げる、本給月額を概ね平均0.2%引き下げる、並びに自宅に係る住居手当を廃止することに伴い、国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則及び役員給与規則を一部改正すること、制定日については、関係法律がまだ施行されていないが、まもなく制定されることを前提として12月1日からの適用とすること、並びに人事院勧告では4月に遡及して減額調整することとしているが、この点については、他法人の状況をみながら検討することとして学長に一任していただきたい旨の説明があった後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、以下の質疑応答があった。

- 「勤勉手当」という名称は、人事院で決まっているのか。モチベーションのあがる名称へ変更はできないのか。
- 「勤勉手当」については、国家公務員の給与法令で決まっている。

3) 報告事項

(1) 平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について（資料5）

井上委員から配付資料に基づき、平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について、10月14日付けで国立大学法人評価委員会から、本法人への通知及び本原案に対する意見照会があった旨の報告があった。併せて、原案の内容について、まず全体評価において、大学院体育学修士課程における社会人向けコースの開設、東京サテライトキャンパスの設置、動ける日本人育成プロジェクトの始動及びウェブジャーナル「スポーツパフォーマンス研究」等が評価された反面、受託研究・共同研究の件数減少への指摘があったこと、次に項目別評価において、「業務運営の改善及び効率化」「自己点検・評価及び情報提供」及び「その他の業務運営に関する重要事項」では、「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と評価されたが、「財務内容の改善」では、受託研究、共同研究ともに件数が減少していることから「おおむね順調に進んでいる」と評価されたこと等の説明があった。

なお、原案の内容に関して事実誤認等特段の意見があれば提案することとなっているが、この対応については、今後執行部において検討することが報告された。

(2) 平成20事業年度財務諸表の承認について（資料6）

事務局から配付資料に基づき、9月1日付けで文部科学大臣から平成20事業年度財務諸表の承認についての通知があった旨の報告があった。併せて、同財務諸表の業務分析について、業務実施コストの経年比較、業務費の経年比較、人件費の経年比較、減価償却費の経年比較及びレーダーチャートによる経費別の前年度、全国平均等との比較について説明があった。

(3) 平成22年度概算要求事項について（資料7）

尾熊委員から、8月31日に文部科学省から財務省へ提出された本学関係の要求事項（特別経費及び施設整備費）について、まず運営費交付金対象事業費では、メタボリックシンドローム予防改善のための特殊環境運動プログラムの構築、動ける日本人育成をめざした「NIFSみんなの貯筋研究プロジェクト」、サテライトキャンパスを基点とした大学院産学連携教育プログラムの開発、超音波・レーザー法を用いた身体組成機能三次元評価システム、高速度3D運動計測装置、障害学生学習支援等経費、留学生受入促進等経費及び厚生補導特別経費の各事項の要求がなされたこと、次に施設整備費補助金では、陸上競技場改修の要求がなされた旨の報告があった。

なお、今年度は次期の運営交付金算定ルールが文部科学省で検討中であること、政権交代による概算要求が再提出中であること等、現段階では不透明な情勢もある旨の説明があった。

(4) 平成21年度第一次補正予算の執行について（資料8）

尾熊委員から配付資料に基づき、9月24日付けで文部科学大臣から平成21年度第一次補正予算の事業に係る執行について、現在見直しを行っているため、その執行を一時留保するよう要請があった旨の報告があった。併せて、これに基づき、本学の太陽光発電設備事業に係る3件の契約中2件は契約済みであったが、1件については留保となること、また、設備費についても3件あり、調達の公告を官報に掲載済であるが、執行停止の通知があれば訂正の公告を掲載せざるを得ない状況である旨の説明があった。

4) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について（資料9）

井上学長補佐から、学生の競技成績（平成21年6月～9月）のうち、国際大会及び国内大会（3位入賞以上）について配付資料に基づき説明があり、併せてサッカーについては、国体に鹿児島県代表として出場し4位、天皇杯2回戦で徳島ヴォルティス（Jリーグ2部）に勝利し、次はジュビロ磐田（Jリーグ1部）と今月31日に試合がある旨の報告があった。

次に、松下委員から配付資料に基づき、平成22年度体育学部入学試験の第3年次編入学試験（募集人員20名、志願者30名、受験者27名、合格者22名）及びAO（SS）入試の結果（募集人員15名、エントリー者14名、出願者・受験者・合格者13名）、並びに平成21年度大学院体育学研究科入学試験（修士課程（秋季入学））（東京サテライトキャンパス会場での実施を含む。）の結果（募集人員若干名、志願者・受験者6名、合格者・入学者3名）について

の報告があった。

続いて、同委員から配付資料に基づき、平成21年度大学説明会（第1回・第2回）及び体験授業の実施結果についての説明があった。

次に、同委員から配付資料に基づき、12月5日に、文部科学省の平成21年度教育改革事業「修養的教養に主眼を置いた学士課程教育の再構築-武道教育における礼法指導を中心に」の主要事業として、「身体儀礼文化フォーラム」体育大学における＜修養的教養＞の未来-武道礼法を中心に-を開催することの報告があった。

最後に、学長から、東京オリンピック・パラリンピック招致にあたり、同招致委員会と連携・協力して、招致活動へ取り組んできたが、このほど別の都市に決定したことから、10月2日をもって同委員会との連携・協力関係が終了したことの報告があった。

- 大学説明会は、鹿屋で実施した人数なのか。東京サテライトキャンパスで実施する検討はされているのか。
- 今後、検討したい。

6. その他

「国立大学の現状」について

井上委員から、このほど文部科学省から配付資料のとおり、国立大学法人の現状について図表等によりわかりやすく解説された説明資料が示されたことの報告があった後、同資料にもとづき、国立大学の大学数・学生数、教員数、法人化、国際的評価、ランキング、運営費交付金、経営努力、積立金等、授業料等について、概略の説明があった。